生産者に有利な酪農・乳業構造の確立に向けて

平成28年11月

農林水産省 生 産 局

目 次

1	酪農をめぐる情勢	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•		•	-	2
2	生乳流通の現状	•	•		•	•	•	•	•	•	•		•	•	•		•	•	8
3	乳業の現状	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•			•	•	•	20
4	牛乳・乳製品輸出の現状	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	-	•	-	•	•	23
(参	考)農協改革の考え方	•	•	•	•	•	•	•	-	•	-	•	-	•	•	•	•	•	25

1 酪農をめぐる情勢(生産)

〇 酪農家戸数は、高齢化や後継者不足等を背景として、北海道、都府県ともに大きく減少。

´H8年→H28年

北海道:11,400戸→6,490戸(▲43%) 都府県:30,200戸→10,500戸(▲65%)

○ 離農した酪農家の乳牛頭数を、残った酪農家でカバーできなかったことから、飼養頭数は減少。

北海道においては、20年間で約1割減となっているが、都府県においては約半数と大きく減少。

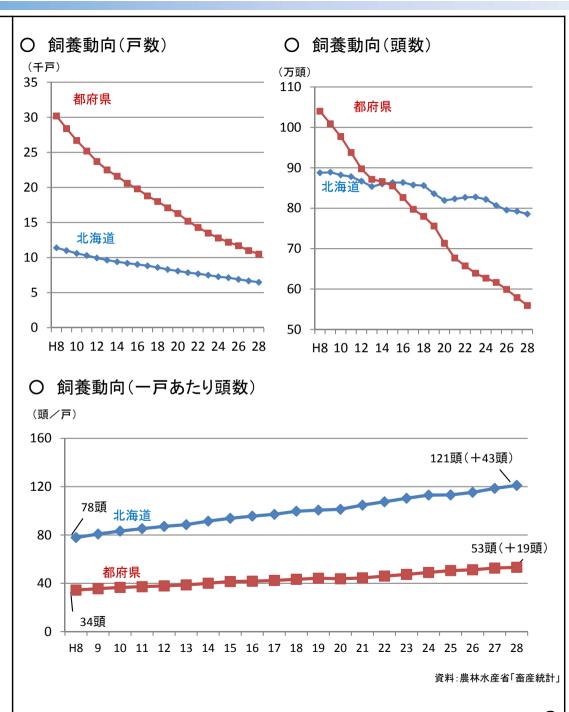
[~]H8年→H28年

北海道: 88万8千頭→78万6千頭(▲11%) 都府県:104万頭 →55万9千頭(▲46%)

○ 一戸当たりの飼養規模は、北海道、都府県ともに増加傾向 で推移。特に北海道では頭数が大きく増加。

H8年→H28年

北海道:78頭→121頭(+43頭(+56%)) 都府県:34頭→53頭(+19頭(+55%))



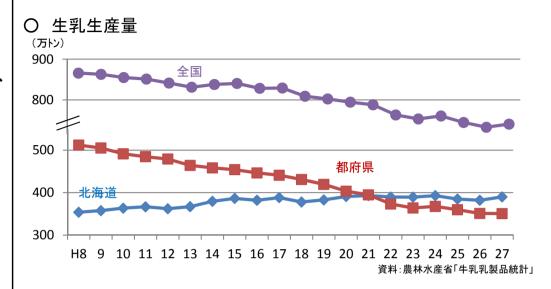
1 酪農をめぐる情勢(生産)

○ 生乳生産量は、北海道においては、一頭当たり乳量の伸びにより頭数減少をカバーし増加したが、都府県においては、 一頭当たり乳量の伸びを越えて飼養頭数が大きく減少したこと等から減少。

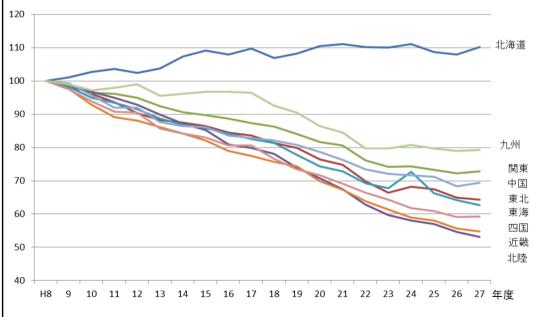
このことから、近年の生乳生産量の減少は、ほぼ都府県酪農の生産量減少に起因するものとみることができる。

全国 :866万トン→741万トン(▲14%) 北海道:354万トン→390万トン(+10%) 都府県:512万トン→351万トン(▲32%)

- 地域別の生乳生産をみると、北海道は増加し推移しているが、都府県は全地域で減少。都府県の中では、酪農が盛んな地域を有する九州や関東は生産減少の程度が緩やか。
- 特に、九州については、平成18年から22年までの減少の 程度が大きいが、それ以外はおおむね横ばい傾向で推移 (平成8~17年▲0.4%、18~22年▲3.8%、23~27年 ▲0.1%)。
- 〇 一方、北陸、近畿、四国の生産は大きく減少。



〇生乳生産量の推移(対H8年比)

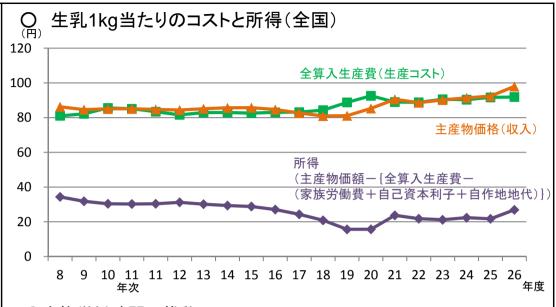


酪農をめぐる情勢(生産)

○ 生乳1kg当たりの生産コストは、飼料価格の上昇等により近 年増加傾向で推移していることから、25年度まで所得は減少 傾向で推移。

最近は飼料価格の低下や取引乳価の上昇により所得は 増加傾向。

○ 酪農経営は、過重な労働負担や新規就農の際の多額の投 資負担などを背景に戸数と飼養頭数が減少しており、その結 果として生乳生産量の減少も招いている。

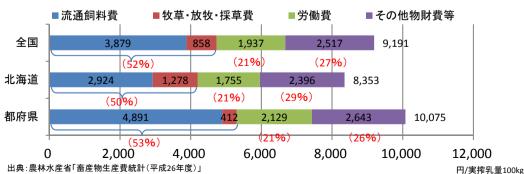


○家族労働時間の推移

北海道 の例	1人当たり 家族労働時間	1戸当たり 家族労働時間
H16年度	1,959	5,486
H21年度	2,051	5,538
H26年度	2,186	5,902

資料:農林水産省「牛乳生産費」より算定

〇生乳生産費(全算入生産費)の地域別比較

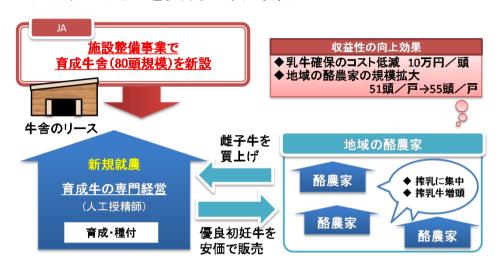


注2:消費税含む。

1 酪農をめぐる情勢(生産基盤の強化)

- 飼養頭数の増大や省力化を図るため次の取組を推進。
 - ① 各経営における乳用後継牛の確保・育成
 - ② 地域での育成に係る分業体制の構築・省力化
 - ③ 飼養管理の適正化
 - ④ 労働時間の短縮
- 地域的に実践されている先進的な取組を広く普及し、収益 向上に高い効果を得るため、畜産クラスターの構築その他の 手法により推進。
- 都道府県毎に策定される「酪農・肉用牛生産近代化計画」 や、近年の地域毎の乳用牛の飼養動向や生産動向等も踏まえ、地域の実状に応じて、規模拡大を指向するのか、6次 化を指向するのかといった地域毎に適切な酪農生産基盤の 強化策を選択。

○ 新規就農者が育成専門経営を開始、地域内分業化による 収益性の向上を実現 (宮崎県)



- 〇 労働時間の削減に向けた取組
 - (1)飼養管理方式の改善
 - つなぎ飼いからフリーストールへの変更
 - (2)機械化
 - ・搾乳ロボット、自動給餌機械、ほ乳ロボット等の導入
 - (3)外部化
 - ・TMRセンター、酪農ヘルパー、コントラクター
 - (4)その他
 - 放牧

1 酪農をめぐる情勢(消費)

○ 飲用等向け処理量は、減少傾向で推移。

一方、乳製品向けについては、脱脂粉乳・バター向け生乳処理量が低下する一方で、生クリーム等の液状乳製品向けや、チーズ向け生乳処理量が順調に拡大し、乳製品全体の仕向け量は、ほぼ横ばいで推移。

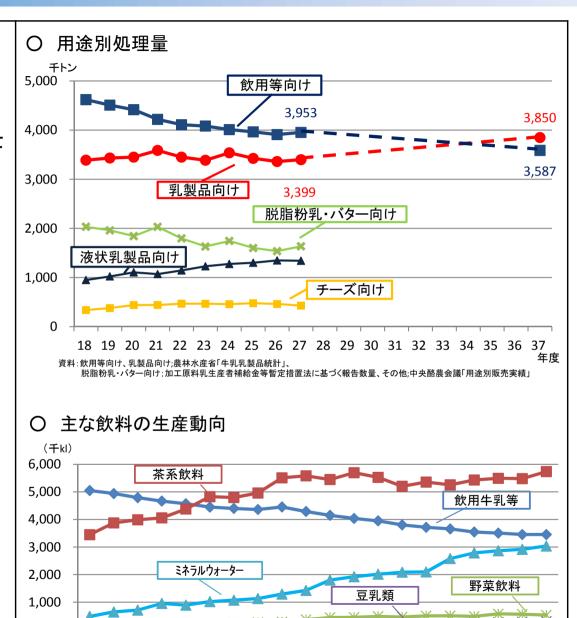
今後、液状乳製品やチーズの消費の増加が見込まれ、乳製品向けは今後とも増加する見通し。

○ 飲用牛乳等の消費量は、ペットボトルの普及等による茶系 飲料やミネラルウォーターといった競合する他飲料の消費が 伸びたことや、少子化による学乳向け処理量の減少等によ り、減少傾向で推移。

´H8年度→H26年度

1人あたり年間牛乳消費量:33.3L→23.6L(▲9.7L)

学乳向け処理量:47万トン→38万トン



資料:農林水産省「牛乳乳製品統計」、(一社)全国清涼飲料工業会「清涼飲料関係統計資料」

10 11 12 13 14 15 16

年度

17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27

(参考) 各国の酪農・乳業の現状

		日本	韓国	英国	デンマーク	カナダ	NZ	
	生産者数	1.8万戸	0.6万戸	1.4万戸	0.4万戸	1.2万戸	1.2万戸	
	生乳生産量	733万トン	221万トン	1,508万トン	519万トン	863万トン	2,190万トン	
	平均乳価	97.3円/kg	106円/kg (103,270KRW/100kg)	55円/kg (30.61GBP/100kg)	58円/kg (302.00DKK/100kg)	74円/kg (76.87C\$/100kg)	60円/kg (67.50NZ\$/100kg)	
	出荷形態	①指定団体(97%) ②その他(集荷業者、農協、個人等)(3%)	①乳業に直接販売(3割強) ②全国組織(3割強) ③単協(3割強)	①乳業に直接販売(約7割) ②生産者組織(約3割)	アーラフーズ(酪農協が母体の乳業会社)に直接販売(約9割)	州毎に1つ設置された機関 (州政府機関、ミルクマーケ ティングボード等(MMB等)) が生産者毎に生産量を割 当。全量MMB等に出荷。	フォンテラ(酪農協が母体 の乳業会社)に直接販売 (約9割)	
/IX	乳価決定 の方法	①指定団体と乳業との相対交渉(用途別に年間価格を決定) ②乳業との相対交渉等	①から③まで、 ・2013年から、政府の示す 算定式(生乳価格連動制)により決定 ・前年度乳価に生産費と物 価上昇率を加味	①生産者と乳業との相対交渉 ②生産者組織と乳業との相対交渉	等を基に、アーラフーズ内	・飲用向けについては、各州のMMB等が決定 ・加工向けについては、国の酪農委員会(政府機関)が決定する乳製品の支持価格を基に、MMB等と乳業が相対交渉	・乳業は年度初めに、国際価格等を基に乳価(見込み値)を算定し、提示・生産者は、提示された乳価を踏まえ、出荷先を選択	
	工場数	247 飲 用:203 乳製品:44	80	400 [*]	54	444	51	
乳 業 	規模(千トン/年) (1工場当たり平均生 乳処理量)	飲 用:19.3 乳製品:76.4	27. 7	37. 7***	95. 9	19. 4	429. 2	
	仕向け割合	飲 用:52% 乳製品:48%	飲 用:74% 乳製品:26%	飲 用:47% 乳製品:53%	飲 用:10% 乳製品:90%	飲 用:31% 乳製品:69%	飲 用:3% 乳製品:97%	

出典: JIDF「世界の酪農情況2015」(2014年度の数値)、IDF「The World Dairy Situation」、牛乳乳製品統計

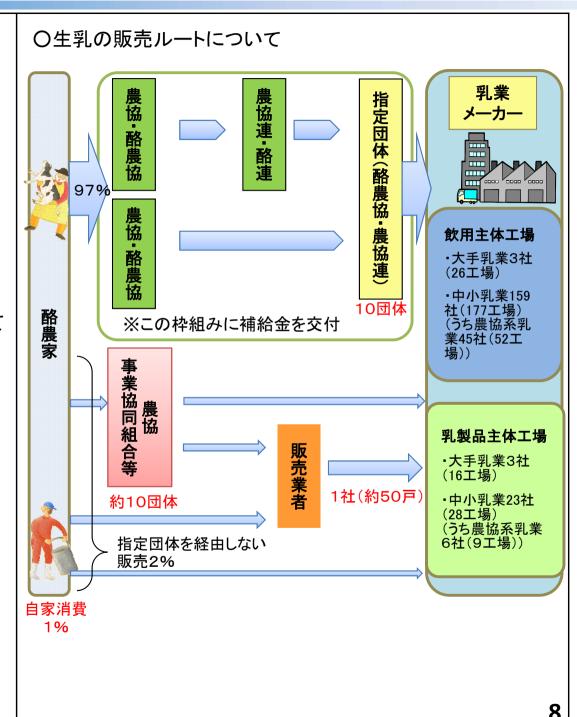
注1) ※ 英国は企業数。

注2) ※※ 英国の乳業の規模は、工場数が不明につき、生乳生産量÷企業数で算出。

注3) 為替相場 「年間平均 TTS Yearly-Average TTS」 韓国ウォンKRW(100unit) =10.27円、英ポンドGBP(1Unit) = 178.21円、デンマーククローネDKK(1Unit) = 19.14円、カナダ・ドルCAD(1Unit) = 97.37円、NZ・・ドルNZD(1Unit) = 89.76円

2 生乳流通の現状(生乳の販売ルート)

- 酪農家が、生乳を販売するルートについては、
- (1) 指定団体に出荷する場合
- (2) 指定団体ではなく、
- ① 酪農家から農協・事業協同組合を通じて、直接又は自主 販売業者を介して、乳業メーカーへ販売
- ② 酪農家自らが販売業者を介して、乳業メーカーへ販売
- ③ 酪農家自らが乳業メーカー(6次産業化を含む)へ販売するケースがある。
- 指定団体を経由して販売される生乳のうち、加工原料乳 (バター、脱脂粉乳、チーズ等用)に対し、補給金を交付して いる。



2 生乳流通の現状(補給金の目的)

- 〇 加工原料乳生産者補給金は、
 - ・ 乳価の低い加工原料乳に限って補給金を交付し、酪農家による生乳の再生産を確保することを目的としている。
 - その交付については、指定団体に販売委託する生産者に 対して交付されている。
- 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(以下「加工原料 乳法」)施行時は、牛乳乳製品の需要が将来にわたって増加 し、特に、飲用向けの消費が大幅に増加すると想定。
- その後、飲用牛乳等は少子化や競合する他飲料の消費拡大等から減少傾向で推移。一方、生クリーム等やチーズの消費は増加し、今後も増加が見込まれるなど、消費動向に変化。
- このような中、補給金の政策目的は、国際化の進展と消費 動向の変化に対応し、需要の伸びが期待できる乳製品の生 産拡大へ重点が移ってきている。

〇 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法 (昭和40年法律第112号)(抜粋)

(目的)

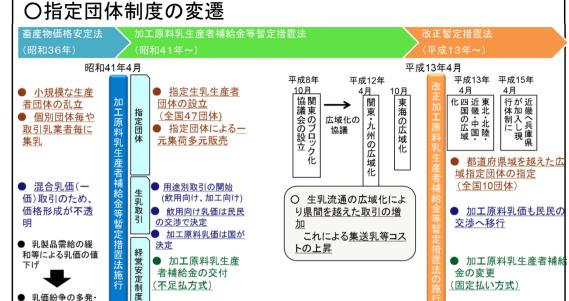
第一条 この法律は、牛乳及び乳製品の需要の動向と生乳の生産事情の変化に対処して、当分の間、独立行政法人農畜産業振興機構に、生乳生産者団体を通ずる加工原料乳に係る生産者補給金の交付、輸入乳製品の調整等に関する業務を行わせることにより、生乳の価格形成の合理化と牛乳及び乳製品の価格の安定を図り、もつて酪農及びその関連産業の健全な発達を促進し、併せて国民の食生活の改善に資することを目的とする。

(生産者補給金の交付)

第十二条 <u>指定生乳生産者団体は</u>、機構から生乳受託販売に係る加工原料乳についての生産者補給交付金の交付を受けたときは、その交付を受けた生産者補給交付金の金額に相当する金額を、生産者補給金として、当該指定生乳生産者団体に(中略)生乳受託販売に係る委託をした者に対し、その委託に係る生乳の数量を基準として<u>交付</u>しなければならない。

2 生乳流通の現状(指定団体の変遷)

- 〇 昭和41年以前の生乳取引・流通は、小規模な生産者団体が乱立しており、乳価交渉力が弱く、生産者と乳業者の間の乳価紛争が多発していた。
- このため昭和41年、加工原料乳法が施行され、指定団体を通じて補給金を交付する仕組みが構築された。この指定団体は、加入の妨害禁止や独禁法の特例を有する農協・農協連の機能を活用し、更に生乳取扱数量が地域の相当量(1/2超)とするなど、乳価交渉力の強化等を図ってきたところ。この時点においては各都道府県に1の指定団体を設立した。
- 〇 平成13年以降、生乳流通の広域化により、県間を越えた取引が増加したこと等を背景に、複数の都道府県を区域とする 広域指定団体に移行し、現在は全国10団体となっている。



2 生乳流通の現状(現行の指定団体制度)

- 現状においては、指定団体に生乳を出荷しなければ、補給 金を受け取れないことから、
 - ① 出荷先の違いにより補給金の交付・不交付が決まるのは 不合理
 - ② 指定団体に出荷せずに酪農家の創意工夫による特色ある乳製品の製造・販売などに取り組む際のリスクが大きいといった声が存在。

〇 一方で、

- ① 指定団体は条件不利地域からもあまねく集乳して地域内でコストを均等に負担している
- ② 補給金は、飲用向け・乳製品向けを適切に調整し、不利益な(飲用向けより低い乳製品向け乳価で販売)ところに出すべき

との声も存在。

〇 規制改革会議(第34回農業WG)における単位農協からの説明

「指定団体に入らなければ補給金をもらえないという制度そのものは、もう変です。」

○規制改革ホットラインへの提案事項

・「自主販売酪農家が加工向けにより需給調整を行なっても、その費用は全て農家 負担となっています。(略)酪農の経営改善のためには、酪農家が自己の経営の利 点を生かし、目的に合った販売形態の選択ができるようにする必要があります。」

〇自民党農林合同会議ヒアリングにおける単位農協からの発言

- ・「南宗谷は北海道の一番北に位置し、指定団体は、多様な規模の農家から一元的に集荷効率的に生乳を輸送している。また、悪天候により道路が遮断された場合にも、行政や指定生乳団体が連携して生乳の輸送を行ってきたところ。」
- ・「現行の指定団体制度を廃止するということは、遠隔地では、輸送コストの増により生産基盤の崩壊に繋がる。」

○ 規制改革会議(第27回農業WG)における酪農家からの説明

- ・「補給金という何となく言葉として補給金、国の制度でもらっている。でもそこには ちゃんとした理由があるのではないかという思いなのです。無造作に誰でも彼でも渡 しているわけではなくて、そこにはちゃんと頑張ったからこそのものだったり、不利益な ところに対してのものだったり(略)。」
- ・「加工原料乳の話、これはしっかりと誰かが需給調整をしなければ、日本のバランスは崩れてしまうのです。」

〇 農協については、「農協・農業委員会等に関する改革の推進について」(平成26年6月与党とりまとめ)及びこれを受けた農協法改正において、組合員が農協の事業を利用するかどうかは組合員の選択に委ねられるべきものであることを徹底する観点から、「農協は組合員に事業利用を強制してはならないこと」が農協法に明記されたところ。

〇 また、農協については、「農協・農業委員会等に関する改革 の推進について」(平成26年6月与党とりまとめ)において、 農業者が自主的に設立した民間組織であることを踏まえ、 「行政は農協を他の農業者団体等と同等に扱うこと」という考 え方が示されている。

- 〇 農業協同組合法(平成27年改正後)
- 第10条の2 <u>組合は</u>、前条の事業を行うに当たつては、<u>組合員に対しその利用を強制してはならない。</u>

- 〇「農協・農業委員会等に関する改革の推進について」(平成26年6月 与党とりまとめ)
- 3 行政における農協の取扱い

農協が、農業者が自主的に設立した民間組織であることを踏まえ、適切に取り扱う。

- <u>行政は、単位農協も農業者の団体の一つとして、他の農業者やそ</u> の団体等と同等に扱う。
- 行政は、単位農協を安易に行政のツールとして使わないことを徹底し、行政代行を依頼するときは、公正なルールを明示し、相当の手数料を支払って行うものとする。

なお、農協が補助金申請等に際して自主的に行う組合員サービス (申請書記載代行等)は、行政代行とは別ものである。

2 生乳流通の現状(指定団体制度の諸機能の評価・検証)

- 指定団体制度の諸機能としては、
- ①輸送コストの削減、②条件不利地域の集乳、③乳価交渉力の確保、④飲用向けと乳製品向けの調整、としているところ。このうち、①、②、③の機能については、農協・農協連が販売事業の一環として取り組むものであり、農協・農協連の機能を活用して発揮されている機能である。

これに加えて、加工原料乳法において、

- ア)生乳の取扱数量が相当の割合(1/2超)となっていること、イ)員外利用が実質的に制限されていないこと、 を指定要件として機能を強化している。
- また、②条件不利地域の集乳については、同法第7条6号を受けた施行規則第7条第1号において「対価の算定方法については、生乳の数量及び規格以外の事項を基準としないこと」とされ、条件不利地域を含めて同等の対価を支払う仕組みとなっている。
- また、④飲用向けと乳製品向けの調整については、補給金を通じて機能を発揮されている。補給金は、乳製品に仕向けられる加工原料乳の価格は飲用向けよりも低い価格条件という状況に対し、乳製品向けに仕向けても生乳の再生産を可能とし、飲用向けと乳製品向けの仕向けの調整の実効性を担保する機能を有している。

現行では、補給金は指定団体にのみ交付されており、補給金の機能は指定団体を通じてのみ発揮されている。

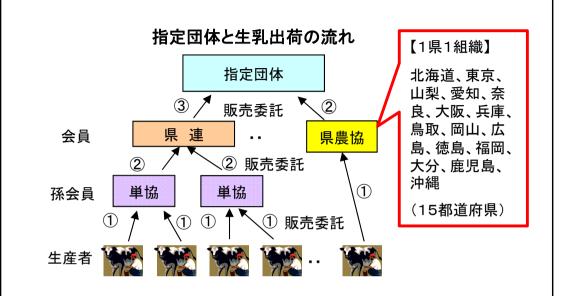
指定団体に生乳を出荷しなければ、補給金を受け取れないことから、それ以外の者は自ずと飲用主体の仕向けに向 かうこととなる。

(参考)法制面からの整理

目的	農協としての機能	指定団体に指定することの効果	備 考
 集化 一の 一の 一地 一次 一次 一の 一次 一の <li< td=""><td>① 農協は、販売事業の一環として、当然に輸送コストの削減、条件不利地域も含めた集乳の確保、乳価交渉力の確保に努めるべきもの。 ※1 農協は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない(農協法第19条) ※2 農協は、独禁法の適用除外(独禁法第22条) ② ただし、農協の事業は組合員が利用するのが原則であり、員外利用規制(原則、組合員利用分量の1/5まで)がある。</td><td>① 左記目的の観点から、以下のとおり農協の機能を強化 1) 指定団体の指定要件として、「地域内で生産される販売数量に対し、受託販売に係る生乳の数量が相当の割合(1/2起)を占めていること」となっていること(加工原料乳法7条第2号、第3号、同法施行規則第5条) 2) 指定団体の指定要件で「員外利用がていることを受けて、農協法上の員外利の上でいることを受けて、農協法上の員外の上ででは、農協法上の員利用分量の100/100に緩和していること 3) 指定団体の指定要件として、「対価の第2とでは、生乳の数量ないないること(加工原料乳法施行規則第7条第1項)</td><td> 実態上、指定団体が集乳する生乳生産者の大宗は当該指定団体の直接又は間接の会員である。 農協法上は、事業の性格に応じ、別法がなくても員外利用上限の特例を定めうる。 (例)販売事業のうち組合員の生産する物資の加工に係る事業、医療・老人福祉事業 </td></li<>	① 農協は、販売事業の一環として、当然に輸送コストの削減、条件不利地域も含めた集乳の確保、乳価交渉力の確保に努めるべきもの。 ※1 農協は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない(農協法第19条) ※2 農協は、独禁法の適用除外(独禁法第22条) ② ただし、農協の事業は組合員が利用するのが原則であり、員外利用規制(原則、組合員利用分量の1/5まで)がある。	① 左記目的の観点から、以下のとおり農協の機能を強化 1) 指定団体の指定要件として、「地域内で生産される販売数量に対し、受託販売に係る生乳の数量が相当の割合(1/2起)を占めていること」となっていること(加工原料乳法7条第2号、第3号、同法施行規則第5条) 2) 指定団体の指定要件で「員外利用がていることを受けて、農協法上の員外利の上でいることを受けて、農協法上の員外の上ででは、農協法上の員利用分量の100/100に緩和していること 3) 指定団体の指定要件として、「対価の第2とでは、生乳の数量ないないること(加工原料乳法施行規則第7条第1項)	 実態上、指定団体が集乳する生乳生産者の大宗は当該指定団体の直接又は間接の会員である。 農協法上は、事業の性格に応じ、別法がなくても員外利用上限の特例を定めうる。 (例)販売事業のうち組合員の生産する物資の加工に係る事業、医療・老人福祉事業
乳製品向け の調整		原料乳に対し、補給金を交付(加工原料乳 法第5条)	

2 生乳流通の現状(指定団体の中間コスト)

- 酪農家への乳代精算に際しては、生乳販売代金から生乳 販売に係る手数料や集送乳経費等を控除。
 - ① 生乳販売に係る手数料は、日々の出荷乳量の確定や乳 代精算事務等に係る経費で、生乳に対して従量制又は従 価制により徴収。
 - ② 手数料は、生乳生産量、酪農家戸数、職員数等によって変化するが、単協-県連と多層になっているほど経費は嵩む傾向。
- 酪農家の規模拡大や戸数の減少が進む中で、手数料水準、 その根拠、透明性等について様々な意見が存在。
- 送乳業務は指定団体がほぼ一元的に管理しているが、集 乳業務については、一元管理できていない指定団体が存在。



○ 中間コストの比較(県内に2段階と3段階が存在する場合)

	A!	県	B県			
	2段階	3段階	2段階	3段階		
手数料	2.41	3.04	1.71	1.94		
集送乳費	7.45	8.35	5.84	8.01		
CS費	1.57	1.57	1.36	1.36		
検査費	0.15	0.15	0.15	0.15		
合計	11.58	13.11	9.06	11.46		

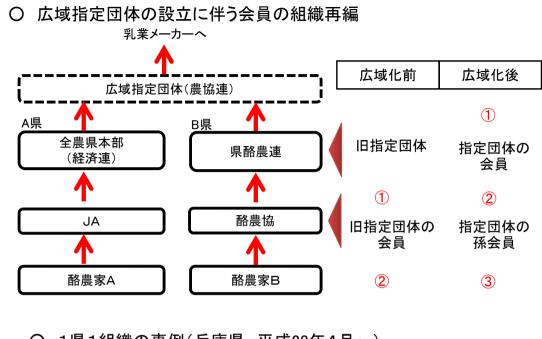
(単位: 円/kg)

2 生乳流通の現状(指定団体の内部組織の合理化)

- 平成13年の指定団体の広域化以降、集送乳の合理化や中間コ ストの削減を図るため、指定団体内の組織の再編合理化を推進。
 - 1県1組織となっている県の数
 - 平成13年:3県(鳥取、大分、沖縄) → 平成28年:15都道県
- 西日本では、1県1組織となっている県が多く、東日本は少ない 状況。特に、経済連、全農県本部が指定団体の会員となっている 県での進展が遅い状況。
- 1県1組織を進める上で、①総合農協と専門農協の違い、②各 団体における事業範囲や収益構造、③資産・負債の状況、④役 職員の処遇、手数料等が課題となり、進みにくい状況。

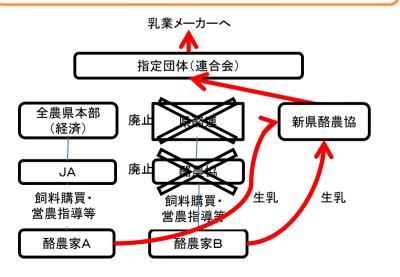
は、1県1組織となっていない県

ブロック	都道府県	ブロック	都道府県	ブロック	都道府県
北海道	北海道		新潟県		鳥取県
	青森県	11 P.4	富山県		島根県
	岩手県	北陸	石川県	中国	岡山県
東北	宮城県		福井県		広島県
木化	秋田県		長野県		山口県
	山形県	± 1/-	岐阜県		徳島県
	福島県	東海	愛知県	四国	香川県
	茨城県		三重県		愛媛県
	栃木県		滋賀県		高知県
	群馬県		京都府		福岡県
	埼玉県		大阪府		佐賀県
田士	千葉県		兵庫県		長崎県
関東	東京都	近畿	奈良県	九州	熊本県
	神奈川県		和歌山県		大分県
	山梨県				宮崎県
	静岡県				鹿児島県
				沖縄	沖縄県



〇 1県1組織の事例(兵庫県、平成28年4月~)

総合農協系、専門農協系を問わず、全ての酪農家が、新たに設立した 酪農協の組合員となり、1県1組織化を達成。新組織には、旧組織の 資産を引継がないことを条件としている。



(参考) 指定団体とM社の農家受取乳価の試算値

(円/kg)税別

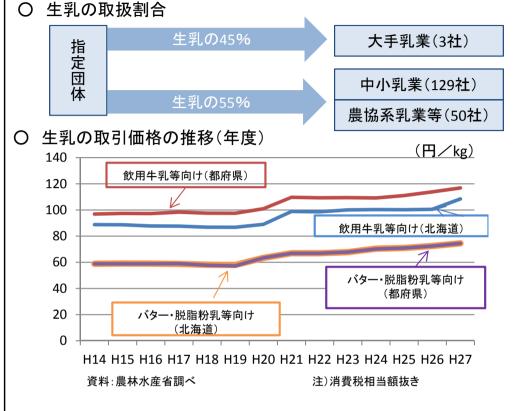
	1	1				1		(ロ/ Ng/ftt かり
項目	①乳業者からの受取乳 価(H27)			送乳等経費 (H27)	③加工原料 乳補給金	酪農家の手取り	④M社の 買受価格	
			うち 手数料	うち 集送乳費	うち 検査費	(H27)	(1)-(2)+(3)	(年間契約) 2015.4~
北海道	86.87	6.16	1.46	4.56	0.14	6.42	87.13	83~93
東北	108.86	12.19	2.82	9.23	0.15	1.32	97.99	93~103
関東	110.49	7.85	2.26	5.39	0.20	1.21	103.85	98 ~ 108
北陸	121.18	6.90	2.32	4.37	0.20	0.15	114.44	95 ~ 105
東海	113.22	7.49	2.01	5.28	0.20	0.63	106.36	93~103
近畿	116.74	7.48	2.15	5.08	0.25	0.09	109.35	95 ~ 105
中国	113.16	8.49	3.11	5.22	0.15	0.42	105.09	93~103
四国	115.42	8.81	1.57	6.98	0.26	0.39	107.00	95 ~ 105
九州	107.46	10.42	2.93	7.31	0.18	1.36	98.40	95 ~ 105
沖縄	132.34	4.25	2.65	1.60		0.04	128.13	+

※①は中央酪農会議調べ

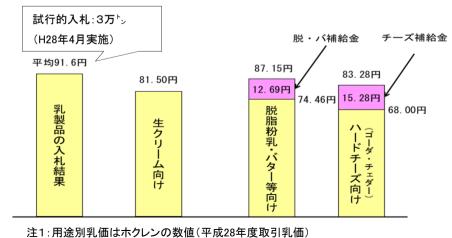
- ②、③は牛乳乳製品課調べ。集送乳等経費は、指定団体から地域農協までの合計を加重平均した。 また、集送乳費には、CS経費を含む。なお四捨五入の関係で合計と一致しない。
- ④はM社のHPより(網掛けはM社が集乳していない地域)

2 生乳流通の現状(指定団体の乳価交渉)

- 生乳の取引価格は、指定団体と乳業メーカーとの交渉により、 生産コストの変動、生乳の需給状況等を踏まえ、毎年度、用途別 に決定。
- 一方で、①生乳需給はひっ迫しているにも関わらず乳価上昇が 限定的、②乳価改定時期が遅い、③交渉過程が不透明、④他の 地域の乳価と比較ができない、⑤中小乳業は満足に乳価交渉に 参加できない等の指摘。
- 乳価形成の透明化と高い乳価を提示する社がより多くの乳量を 確保できるよう、平成28年度から生乳の入札を実施。



北海道における乳製品向けの生乳取引価格と入札結果



注2:消費税相当額抜き

2 生乳流通の現状(部分委託)

- 指定団体制度の趣旨である集送乳の合理化、乳価交渉力の確保等の観点から、全量委託を基本としつつも、近年の多様化する消費者ニーズに対応し、酪農家の創意工夫による6次産業化の取組を支援し、酪農家の付加価値創出を促進するため、生乳受託販売の弾力化を順次実施。
- 指定団体に生乳を出荷しつつ、その一部について、
 - ① 自ら処理して牛乳製品を製造・販売できる制度(自家製造枠1.0トン/日)を創設(H10年)し、その後、1.5トン/日(H24年)、3.0トン/日(H26年)と順次拡大
 - ② プレミアム取引制度を創設(H10年)し、酪農家自身がプレミアム上乗せ額を乳業と直接交渉することを可能とする (H26年)
 - ③ 特色ある生乳(ジャージー種、NON-GMO、有機等)の乳業者への直接販売を可能とする(H26年)等の見直しを実施。
- ③については、酪農家が直接販売する際の要件として、販売先の乳業者の処理能力が3トン以下となっている。これに対して、酪農家の創意工夫による特色ある牛乳の製造や、乳製品の製造・販売を制限しており見直すべきとの声も存在。

○ 全量委託について

【加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和40年法律第112号)(抜粋)】

第6条第2項 (略)指定を受けようとする生乳生産者団体は、(略)生乳受託販売の事業及び生産者補給金の交付の業務に関する規程を定め(略)、当該都道府県知事又は農林水産大臣に提出しなければならない。

【指定生乳生産者団体の受託規程について(平成13年2月 生産局長通知)(抜粋)】 模範受託規程例 別記1 生乳受託契約例 (委託を受ける生乳の範囲) 第1条 乙(※会員の農協又は農協連)は、甲(※指定団体)の生乳受託規程を承認の 上、乙の取り扱う生乳の全量を、特別の条件を付さずに、甲に生乳受託販売に係る委 託をするものとする。

〇 部分委託について

【指定生乳生産者団体が行う生乳受託販売の弾力化について (平成10年4月 生産局長通知(改正 平成24年、26年)(抜粋)】

(略)模範受託規程例は、通常の形態で委託を受けて行う生乳の販売のみを考慮して作成されたものであり、(略)生産者の意欲的・自主的な取組として(略)このような事例については速やかに対応できるよう所要の措置を講じるものとする。(略)

○6次産業化等の取組状況(平成27年4月末時点)

	取組件数	平均仕向量
①自家製造	223件	0.1トッ/日
②プレミアム取引	60件	1 ^ト ッ/日
③乳業者への直接販売	1件	0.1トッ/日
計	284件	

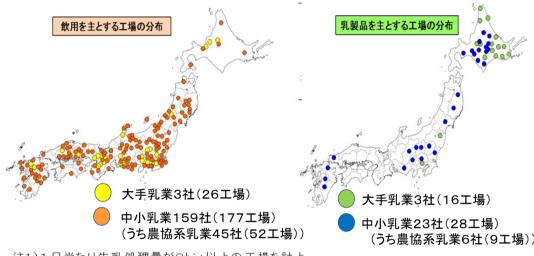
※ 平成32年度 6次産業化の取組件数目標:500件 (平成27年4月末時点実績 284件)

3 乳業の現状(工場数)

○ 都府県では、大消費地に近い立地条件を活かし、飲用向けの主たる供給地として、中小乳業の飲用工場が多く分布。 北海道では、生乳生産コストが低い一方、大消費地から遠いため、保存が利く乳製品(脱脂粉乳、バター等)の主たる供給地として、大手乳業の乳製品工場が多く分布。

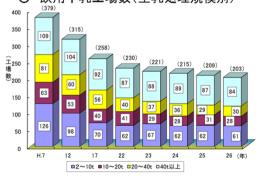
○ 飲用牛乳工場数は減少傾向で推移し、H26年には203工場、 乳製品工場数は横ばいで推移し、H26年には44工場。

○国内の乳業工場の分布

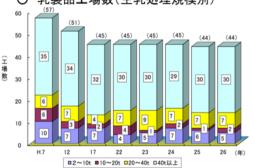


注1)1日当たり生乳処理量が2トン以上の工場を計上。 2)大手乳業3社は、(株)明治、森永乳業(株)、雪印メグミルク(株)。

飲用牛乳工場数(生乳処理規模別)



〇 乳製品工場数(牛乳処理規模別)



3 乳業の現状(諸外国との比較)

- 〇 日本と韓国は、いずれも国内大手3社の市場シェアが約60%、生乳自給率がともに60%強と業界構造が比較的類似している。1工場当たりの平均生乳処理量は同程度となっているが、飲用工場のみで見れば、韓国の70%程度の水準。
- また、日本の乳製品の1工場当たりの平均生乳処理量は、 乳製品の割合が高い国々と比較とすれば、デンマークの約 80%であるが、ニュージーランドの18%の水準。

○各国乳業の比較

	豆 名	日	本	** 🖃	* 🗆			NZ	
国名		飲用	乳製品	韓国	英国	デンマーク	カナダ	NZ	
工場数		203	44	80	400注3	54	444	51	
生乳生産量 (千-)/年)		3,910	3,361	2,214	15,084	5,187	8,625	21,898	
1工場当たりの 平均生乳処理量 (千½/年)		19.3	76.4	27.7	37.7注3	96.1	19.4	429.4	
仕向け割合		52%	_	74%	47%	10%	31%	3%	
	ニ段:飲用 段:乳製品	_	48%	26%	53%	90%	69%	97%	
	牛乳類	3,4	3,455		7,164	502	2712	657	
) 〔 〔 〔 〔 〔 〕	クリーム	11	16	40	308	48	372	_	
(チェ/年)製品製造量	バター類	6	2	4	140	43	87	570	
年畳)量	チーズ	4	7	9	369	369	362	325	
	脱脂粉乳	12	21	21	122	40	81	410	

[┃]注1)工場数は飲用主体と乳製品主体の合計。

(出展)IDF「The world dairy situation2015」、農林水産省「牛乳乳製品統計」、ALIC「韓国の酪農乳業の現状」、Korea Dairy Committee「THE KOREA DAIRY INDUSTY IN FIGURES2012」、USDA「Dairy plants surveyed and Approved for USDA Grading Service」、EDA、農林水産省調べ

注2)数字は平成26年時点。ただし工場数は、韓国24年、デンマーク、カナダ、NZは27年時点、英国は24年の企業数を記載。

注3)英国の1工場当たりの平均生乳処理量は、1企業当たりの平均生乳処理量を記載。

3 乳業の現状(収益性)

- 大手乳業の収益性は、食品製造業のほぼ平均並み。中小 乳業の収益性は、食品製造業の平均を大きく下回っており、 約3割が赤字経営。
- 中小乳業の収益性の低さの原因は、① 稼働率が低いこと、 ② 販売単価が低いことが挙げられる。

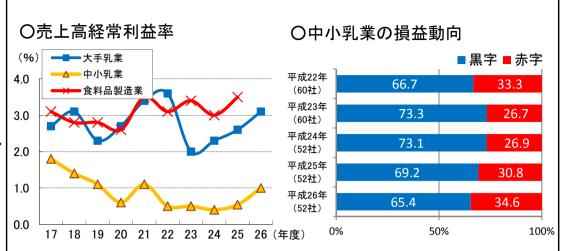
①稼働率:

生乳生産量の減少等により、飲用工場、乳製品工場ともに低下傾向で推移。

大手乳業工場では、従業員の多さを活かした交代制や、 発酵乳等の多様な商品の製造等により、中小乳業よりも稼 働率が高い傾向。

②販売単価:

中小乳業の一部では、低温殺菌牛乳の製造など高付加価値化の取組も見られるものの、一般的に商品開発力が弱いため、低価格販売で売上高の確保を図らざるを得ないケースが多い。



〇工場の1日当たり平均生乳処理量及び平均稼働率

			平成2	0年度		平成26年度					
		飲用工場 乳			品工場	飲用	工場	乳製品工場			
		1日当たり平均 生乳処理量(t)	稼働率(%)	12 (m) 25 (U/o)		1日当たり平均 生乳処理量(t)	稼働率(%)	1日当たり平均 生乳処理量(t)	稼働率(%)		
	大手乳業3社	121	67.3	414	81.0	123	60.3	406	72.0		
	中小乳業	51	56.7	216	66.9	49	52.8	214	69.8		
	うち農協系乳業	64	54.2	367	70.2	56	51.7	366	63.1		
(-	参考)生乳生産量		7,945	千トン			7,331	千トン			

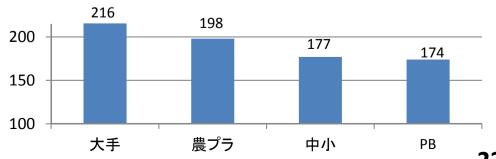
1)1日当たり平均生乳処理量=1か月の生乳処理量/25日で計算。

資料∶農林水産省調^

注2)稼働率=1か月の生乳処理量/生乳処理能力(1日6h×25日稼働)で計算。

〇牛乳の平均小売販売単価(平成28年5月)

(単位:税抜、円/リットル)



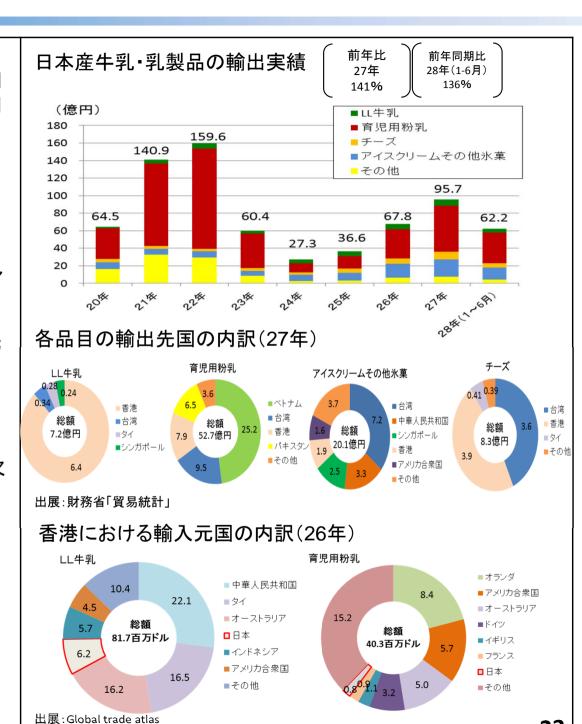
_22

4 牛乳・乳製品輸出の現状(輸出実績)

○ 牛乳乳製品の輸出額は、近隣のアジア諸国向けの育児用 粉乳やLL牛乳等の輸出を中心に、平成22年には約160億円 となったものの、22年の口蹄疫や23年の東日本大震災に伴 う原発事故等により大幅に減少

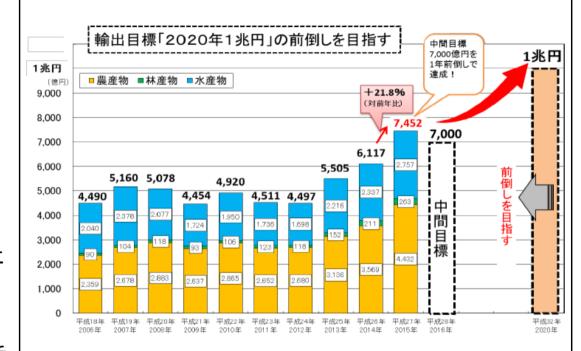
その後、輸出額は回復傾向にあり、平成27年の輸出額は約96億円

- 輸出額では育児用粉乳が最も多く、ベトナム・台湾等を中心に輸出されているほか、香港向けLL牛乳や台湾・中国・シンガポール向けアイスクリームなどが多い。
- 香港のLL牛乳の輸入元は、中国、オーストラリア、タイで5 割以上を占めており、日本はこれらに次いで4位となってい る。
- 香港の牛乳市場は、他国産との競合が激しく、市場規模も ほぼ横ばいとなっており、輸出拡大にはシェア獲得が不可欠



4 牛乳・乳製品輸出の現状(輸出強化力戦略)

- 〇 農林水産物の輸出額1兆円の目標達成に向け、「農林水 産業の輸出力強化戦略」(平成28年5月策定)に沿って、以 下の取組等を実施。
- この中で乳製品については、
 - 香港、台湾、中国、シンガポール、マレーシア、ベトナムを 国別戦略重点国とし、これらの国を中心に輸出を推進
 - ・ 強みを活かした輸出戦略・体制の確立(平成30年度までに全ての重点国・地域において市場調査を実施し、現地の日系小売業者等と連携した円滑な市場開拓等を支援)
 - 技術的課題の解決(牛乳の賞味期限を延長し、新鮮さを活かした輸出が可能な体制の整備等)



○乳製品の国別戦略重点国 香港、台湾、中国、シンガポール、マレーシア、ベトナム

(参考)農協改革の考え方

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第63号)の概要について (農協法関係部分を抜粋及び農協法第10条の2を付記)

Ⅱ 法律の概要

1 農業協同組合法の一部改正

(1)組合の事業運営原則の明確化

農協及び農協連合会(以下「組合」という。)は、その行う事業によってその組合員及び会員のために最大の奉仕をすることを目的とし、その事業を行うに当たっては、農業所得の増大に最大限の配慮をしなければならないものとするとともに、農畜産物の販売等の事業の的確な遂行により利益を上げ、その利益を事業の成長発展を図るための投資や事業利用分量配当に充てるよう努めなければならないものとする。(第7条関係)

(2)組合の自主的組織としての組合の運営の確保

組合は、事業を行うに当たって、組合員に利用を強制してはならないものとする。 (第10条の2関係)

〇農業協同組合法(昭和22年法律第132号) 抄

第10条の2 組合は、前条の事業を行うに当たつては、組合員に対しその利用を強制してはならない。

(3)理事等の構成

理事の過半数を、原則として、認定農業者又は農産物販売・法人経営に関し実践的能力を有する者でなければならないものとする。 (第30条第12項関係)

(4)組合の組織変更等

組合は、その選択により、組合を設立する新設分割及び組合から株式会社・一般社団法人・消費生活協同組合・社会医療法人への組織変更ができるものとする。(第70条の2から第70条の8まで、第4章第1節から第4節まで関係)

(5)農業協同組合中央会制度の廃止

中央会制度は廃止し、法施行後3年6月の間に、都道府県中央会は農協連合会に、全国中央会は一般社団法人に、それぞれ移行することができるものとする。(旧第3章、附則第9条から第27条まで関係)

(6) 信用事業を行う農業協同組合等の会計監査人の設置

一定規模以上の信用事業を行う農業協同組合等は、公認会計士又は監査法人による会計監査を受けなければならないものとし、新制度への移行に当たって、政府は適切な配慮を行うものとする。(第37条の2、附則第50条関係)